



# 国見町幼小中一貫教育推進事業

## きらきら笑顔！はばたけ翼！明るい未来へ！

子どもたちの夢と希望をふくらませ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

期日 ★第1部・第2部 10月31日（金）

### 第1部 幼小中連携事業

○絵本作家 さがわよしあみ 長谷川義史さん講演会  
「へいわってすてきだね」  
時間 午前10時20分から午前11時40分  
場所 県北中体育館  
対象 中学校全生徒

### 第2部 幼小中交流事業

★第3部 11月1日（土）

### 第3部 学校・家庭・地域連携事業

○家読推進プロジェクト代表 さがわつぐまけ 佐川二亮さん講演会  
「家族で読みニケーション ～家読で深める家族の絆～」  
時間：午前10時00分～11時30分（開場午前9時30分）  
場所：国見町観月台文化センター 大研修室  
対象：幼稚園・小学校・中学校の全保護者、全教職員、地域住民等

○絵本作家 ひろし あべ弘士さんのお話  
「地球はどうぶつでいっぱい」  
時間 午前10時30分から午前11時50分  
場所 国見小体育館  
対象 小学校全児童

○歌のお姉さんの  
ゆかいなコンサート  
時間 午前10時から午前11時  
場所 森江野第2体育館  
対象 幼稚園全園児

「きらきら笑顔！  
はばたけ翼！明るい未来へ！」  
時間：午後1時30分～3時00分  
場所：国見小体育館  
対象：幼稚園年長児 小学校全児童  
中学校全生徒 保護者等  
○幼小中交流活動 ビックアート作成（各教室）  
・披露（体育館）  
○ステージ発表 幼稚園児、小学校児童、  
中学校生徒



◆問い合わせ  
教育委員会学校教育課  
☎ 585-2892



# くにみ幼稚園 & 藤田保育所

入園（所）児を募集します

町では、平成27年度のくにみ幼稚園、藤田保育所の入園（所）児童の募集を行います。入園（所）を希望される方は申込みください。なお、各施設ごとの事業内容等については下記の表をご覧ください。

### 平成27年度各施設の事業内容

	くにみ幼稚園	藤田保育所
設置の目的	・学校教育法に基づき、幼児を保育しその心身の発達を助長することを目的とする施設。	・児童福祉法に基づき、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設。
設置場所	国見町大字森山字太田川 36	国見町大字山崎字館東 12
入園（所）対象年齢	・3歳児から5歳児 (平成21年4月2日から平成24年4月1日生まれ)	・0歳児（生後2ヶ月後）から2歳児 (平成24年4月2日以降生まれ) ※3歳児から5歳児は要相談
入園（所）日 および 開園（所）日	・月曜日から金曜日 午前8時10分から午後1時30分 (祝祭日、年末年始は休み。夏・冬・春休みあり) [年間約200日開園] ・必要に応じて、預かり保育（午前7時から午前8時10分、午後1時30分から午後7時30分）を実施しています。(平日・土曜日・夏・冬・春休み)	・月曜日から土曜日 午前7時30分から午後6時30分 (祝祭日、年末年始は休み) [年間約290日開園] ・必要に応じて、延長保育（午前7時から7時30分、午後6時30分から午後7時30分）を実施しています。(開所日全日)
入園（所）対象地区	・町内全地区	・町内全地区
平成26年度保育料 (参考) ※平成27年度の保育料は、新制度の導入により見直されます。	・月額5,700円 保育料の他に教材費、給食費等月額5,000円程度 ・預かり保育を利用する場合は、おやつ等の実費負担の他、課税状況に応じ利用料がかかります。	・年齢及び所得に応じ 0円から35,000円（給食費は含まれていません。） ・延長保育を利用する場合は別途利用料がかかります。
入園（所）等の条件	・国見町乳幼児育成支援条例の規定により、小学校就学前の児童が3人以上いるご家庭の場合、幼稚園、保育所いずれの施設に入園（所）しても、第2子のお子さんの保育料が半額、第3子以降のお子さんの保育料は無料となります。	・預かり保育の利用は、両親が共働き等保育が必要と認められる場合。 ・両親が共働き等で保育が必要と認められる場合。
入園（所）申込みの期間等	・平成27年度の入園（所）児の申込み期間は、平成26年11月4日（火）から11月14日（金）（土・日を除く）です。詳細については、各施設の平成27年度募集要項をご覧ください。募集要項は、以下の問い合わせ先に準備してあります。	
申込みおよび問い合わせ	・国見町教育委員会幼児教育課 ☎ 585-2119 ・くにみ幼稚園 ☎ 585-2882	・国見町教育委員会幼児教育課 ☎ 585-2119 ・藤田保育所 ☎ 585-2374

※新制度により、保護者の所得に応じた保育料になります。

### 平成27年4月から新しい制度に変わります ～子ども・子育て支援制度～

◆新制度で何がかわる。

- ①教育や保育の必要量の認定制度が導入されます。幼稚園や保育所を利用する場合には、必要量の認定を受ける必要がありますので、入園（所）申込みと併せて申請してください。詳細については、かいらん等でお知らせします。
- ②保育料について、幼稚園・保育所ともに保護者の所得に応じて算定されるようになります。

